

令和7年度

おいらせ町農業委員会

第11回 総会議事録

期日 令和 8年 1月 9日

場所 おいらせ町役場本庁舎

第11回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場本庁舎 庁議室

2. 開会期日 令和 8年 1月 9日 (金) 午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 8年 1月 9日 (金) 午後 4時26分

4. 出席委員

1番 上久保 辰視 君	2番 袴田 光雄 君	3番 岩崎 仁 君
4番 吉田 良紀 君	6番 日ヶ久保 浩幸 君	7番 立花 友彦 君
8番 田中 正幸 君	9番 玉川 勉 君	11番 久慈 弘子 君
12番 日ヶ久保 亨 君	13番 沼舘 廣志 君	14番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

5番 柏崎 幸子 君、10番 松林 一弥 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第29号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて
- (3) 報告第31号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 報告第32号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (5) 議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (6) 議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (7) 議案第35号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について
- (8) 議案第36号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係規則及び規程の整理について

7. 会議録署名委員

4番 吉田 良紀 君、7番 立花 友彦 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 木村 英樹 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和7年度第11回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、14名中 12名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、5番 柏崎 幸子 委員、10番 松林 一弥 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、5番 柏崎 幸子 委員はいないから…、4番 吉田 良紀 委員、7番 立花 友彦 委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第29号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは、報告第29号について説明します。</p>

<p>(柏崎事務局長)</p>	<p>議案書の1-1から1-6ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第29号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、報告第29号は報告済みとさせていただきます。次に報告第30号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p> <p>(柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第30号について説明します。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和7年10月9日開催の第8回総会の議案第25号で意見を求め、貸家9棟と建築条件付売買予定地5区画を計画しておりましたが、このあと、議案第34号で説明いたします、貸家13棟の建築に変更したいとの申し出により、取下げしたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

<p>1 3 番 (沼館委員)</p>	<p>す。</p> <p>はい。13番 沼館です。</p> <p>この農地転用許可の取下げってということなんですけども。今6-2ページでまたさらに新しく申請しているのですけども。これ取下げないです、ただ変更というだけではできなかつたんですか。わざわざ取下げて、また、同じ面積ですよ。それをただもうせつかく農地変更しているんですから。これから計画の変更というのはできなかつたんですか。</p>
<p>事務局 (尾畝主任主査)</p>	<p>はい。沼館委員の質問に対して回答します。</p> <p>その旨でいきたいということで県の方に確認したのですけども。県の方では事業計画が変わるので取下げして、また再提出してくださいという指示がありましたので、ちょっと手間がかかるのですけども、このような形になりました。</p>
<p>1 3 番 (沼館委員)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。あとございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、報告第30号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第31号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい。それでは、報告第31号について説明します。 議案書の3ページと、資料1と2をご覧ください。 照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。…よろしいですか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第31号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第32号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第32号について説明します。 議案書の4-1から4-9ページをご覧ください。 令和7年11月総会で決定した24件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。 以上で説明を終わります。</p>

議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
1 3 番 (沼館委員)	<p>はい、13番 沼館です。</p> <p>これあの、番号4番なんですけども。現況畑と書いてあるんですけども。で、この右側のところに水利は所有者負担。畑に水代かかるんですよ。これ、ここに現況ってやらないで登記…多分登記が田んぼになっていて、現況畑だと思うんですけども、これを登記に直したらどうなんですか。わかりやすく。畑に水代かかるって、何かピンとこないんです。</p>
事務局 (尾畷主任主査)	<p>はい。沼館委員の質問に対して回答します。</p> <p>促進計画の様式では「現況」って書いてあるので、その促進計画の内容をそのまま議案書に転記している形になるので。そうなると思うかなと思います。農地法っていうのが現況主義ということなので、現況で書いています。</p>
議 長	よろしいですか。
1 3 番 (沼館委員)	はい。
議 長	<p>あと、ございませんか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>では、報告第32号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第33号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、議案第33号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、2件であり、権利の内容は、所有権移転が2件です。</p> <p>番号1は売買による所有権移転です。資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。土地の所在は 北下田の田1筆、面積は971平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は売買による所有権移転です。資料4をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。土地の所在は 深沢平の田7筆、面積は合計5,218平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…はい、よろしいですか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第33号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第33号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議案第34号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい、それでは議案第34号について説明します。</p> <p>議案書の6-1ページ番号1と資料5、6をご覧ください。</p> <p>権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。土地の所在は、三本木の畑 1筆、面積は835平方メートルです。用途、転用の事由は建売住宅建築となっております。</p> <p>次に、番号2と資料7、8をご覧ください。</p> <p>権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。土地の所在は、下前田の田1筆、面積は187平方メートルです。用途、転用の事由は住宅建築となっております。</p>

<p>議 長</p> <p>7 番</p> <p>(立花委員)</p>	<p>次に、番号3と資料9、10をご覧ください。</p> <p>権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。土地の所在は、二川目一丁目の畑 1筆、面積は295平方メートルです。用途、転用の事由は住宅建築となっております。</p> <p>次に、議案書の6-2ページ番号4と資料11、12をご覧ください。権利の内容は所有権移転です。先ほど報告第31号で取下げを説明した案件になります。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。土地の所在は、鶉久保の畑 1筆、面積は2,362平方メートルです。用途、転用の事由は貸家13区画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい。ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、建売住宅3棟の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。周囲に農地は在りません。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号2の申請地は、住宅の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。周囲に農地は在りません。申請者代理人立ち会い</p>
-------------------------------------	--

<p>議 長</p> <p>事 務 局 (柏 崎 事 務 局 長)</p>	<p>のもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号3の申請地は、住宅の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。周囲の農地は家庭菜園として利用することから、周囲の農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号4の申請地は、貸家13棟建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透または、浸透枳で処理します。周囲に農地はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、不動産業を営んでおり、建売住宅3棟の建築と販売を計画しました。閑静な住宅地であり、駅が近くにあり、建売販売を行うには条件がそろっていることから、本農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>番号2の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と</p>
---	---

	<p>判断しました。</p> <p>申請者は、住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、小学校や役場分庁舎が近くにあり、買い物も便利で交通アクセスも良いことから、本農地を選定しました。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>番号3の農地区分は、10ha未満の小集団の生産性低い農地であることから、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、借家住まいを解消したいと考え、住宅の建築を計画しました。祖母の介護の必要性を鑑み、祖母の自宅近くの本農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、当該農地の申請に至ったものです。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>番号4の農地区分は、10ha未満の小集団で生産性低い農地であることから、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、不動産業を営んでおり、県道沿いに位置しており、交通の便がよく、スーパーマーケット等も近くにあり、生活しやすい環境であることから、本農地の申請に至りました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、当該農地の申請に至ったものです。</p> <p>不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

議 長	<p>ありませんでしょうか。…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>なければ、議案第34号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第34号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第35号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、13番 沼館 廣志 委員が当事者となっている事案がございます。議案第35号 番号2は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、沼館 委員に退出をお願いします。</p> <p>(沼館 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、沼館 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、議案第35号 番号2について説明します。</p> <p>議案書の7-1をご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和7年12月22日付けで農用地利用集積等促</p>

議 長	<p>進計画の意見を求められております。内容は、使用貸借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は2筆で、合計面積は5,484平方メートル(0.5ヘクタール)となります。計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。沼館 委員の入室を認めます。</p> <p>(沼館 委員 入室)</p>
議 長	<p>はい、沼館 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第35号 残りの事案について説明します。 議案書の7-1から7-10ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権が10件、賃借権が5件、使用貸借の再配分が10件、売買が2件となっております。これにより集積される農地は93筆で、合計面積は145,886平方メートル(14ヘクタール)となります。計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>13番 (沼館委員)</p>	<p>はい、13番 沼館です。 この7-6ページ、7-7ページ、7-8ページで、ここに「利用権を設定する者」に斜線引いてあるんですけども、これはどういうことですか。</p>
<p>事務局 (尾畷主任主査)</p>	<p>はい、沼館委員の質問に対して回答します。 これが再配分といいまして、元々中間管理機構に貸出して、それを違う方が使っていた。耕作していた農地を、受け手と中間管理の間だけを解約して、戻した農地をまた違う人に今度貸すために再配分ということで、こういう扱いになっている。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>いいですか。はい。あと、ございませんでしょうか。よろしいですか。</p>

議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第36号「農業委員会等に関する法律の改正に伴う関係規則及び規程の整理について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第36号について説明します。</p> <p>別紙、No.1 全部改正（案）をご覧ください。</p> <p>「おいらせ町農業委員会総会会議規則」の全部改正について、農業委員会等に関する法律の改正に伴う現行の制度、事務内容を反映させるため他自治体規則を参考に全部改正をするものです。</p> <p>なお、全部改正という方式をとった理由は、改正部分が広範囲にわたり、かつ一部改正では複雑となりわかりにくくなるためです。</p> <p>次に、別紙No.2 廃止（案）をご覧ください。</p> <p>「おいらせ町農地基本台帳点検等実施規程」の廃止について、平成26年、農地法改正に伴い、農地台帳の法定化による公表に係る事務処理等を定める「おいらせ町農地台帳点検等実施規程」が平成27年3月に施行されたので、古い規程となった「おいらせ町農地基本台帳点検等実施規程」</p>

<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>を廃止するものです。</p> <p>次に、別紙No.3 一部改正（案）をご覧ください。</p> <p>「おいらせ町農地台帳点検等実施規程」の一部改正について、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が変更となり、町長による選任制に平成27年12月から施行となったこと、及び文言等の修正をするため一部改正をするものです。</p> <p>なお、「おいらせ町農業委員会会議規則」（案）の詳細については、次長より説明させます。</p> <p>はい。それでは、議案第36号の詳細説明をいたしますので、「別紙No.1 全部改正（案）」と「No.1-1 総会会議規則」。こちら現行の会議規則、こちらをご覧ください。</p> <p>先程、局長より説明がありましたが、規則における改正部分が広範囲にわたり、かつ規定の追加、移動、削除等が大幅に行われるため、一部改正の方式では改正が複雑となり分かりにくくなることから、全部改正という形式をとっております。</p> <p>今回の改正のポイントは5点でございます。</p> <p>1点目は規則の題名変更です。</p> <p>2点目、人事関係条文である改正案第2条、会長および会長職務代理者の互選から、第6条 委員等の辞任に関しまして欠如していることから、条文を加筆するものです。</p> <p>3点目、改正案 第9条 議案の追加についての条建てです。</p> <p>4点目、会議関係条文である改正案第13条、会議の開閉から第17</p>
--------------------------	--

条、関係者の意見聴取、第20条、推進委員の議事参与の禁止、第22条、修正の動議、第23条、事件の撤回又は訂正及び動議の撤回、第27条、委員の退席に関して、欠如していることから条文を加筆するものです。

5点目は、改正案第31条、会議規則の疑義に関して、欠如していることから条文を加筆するものです。

以上が改正のポイントとなりますが、その他に慣例として行ってきた総会の運営に関すること及び法に基づいて行ってきた総会の運営に関することの加筆、また、規定の移動など広範囲にわたり改正を行っておりますが、こちらの説明につきましては割愛させていただき、5点のポイントに絞りまして、内容を説明いたします。

資料No.1 全部改正（案）をご覧ください。

1点目、規則の題名の変更について、「総会」はあくまで会議の名称であることから、「おいらせ町農業委員会総会会議規則」を「おいらせ町農業委員会会議規則」と改めさせていただくものであります。

2点目、人事関係に関する条文の加筆であります。第2条、会長及び会長職務代理者の互選に関する事項、第3条、会長等の互選に関する事項、第4条、指名推選に関する事項、第5条、互選結果の報告に関する事項、第6条、委員等の辞任に関する事項について、慣例として行っていたもの、あるいは、法に基づいて行われる事項について加筆をしたものであります。

3点目、第9条、議案の追加に関し、第8条で会議の通知及び公示をした後に、緊急を要する案件や、すぐに処置・対応しなければならない事件が発生したときは、同条の規定にかかわらず、直ちに会議に付することができる事項について、条建てしたものであります。

	<p>4点目です。会議関係に関する条文の加筆であります。第13条、会議の開閉、第14条、議題の宣告、第15条、議題の説明、第16条、議案の審議、第17条、関係者の意見聴取、第20条、推進委員の議事参与の禁止に関する事項について、こちらは慣例として行っていたものについて加筆をしたものであります。また、第22条、修正の動議に関する事項について、修正は議案の修正をいうものであります。第23条、事件の撤回又は訂正及び動議の撤回に関する規定で、現行の規則に欠如していたことから、新たに条建てしたものであります。第27条、委員の退席に関する事項についても、欠如していることから条文を加筆するものであります。</p> <p>5点目、第31条、会議規則の疑義に関する事項について、こちらも欠如していることから条文を加筆するものです。</p> <p>これらの改正内容について、県内外の農業委員会規則を参考にして加筆しております。</p> <p>以上、改正のポイントを説明いたしました。</p> <p>最後に、附則ですが、施行期日を規定するもので、公布の日からとしており、本議案の承認をいただきますと、本日令和8年1月9日となりますが、公布の日から施行することとするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
4番 (吉田委員)	<p>はい。4番 吉田です。</p> <p>今更ですけど、ここ読んでも総会の成立は何名以上あれば成立。今日は例えば14人中、12名来てるんですけど、総会の成立する人数は何人以</p>

	<p>上ですか。</p>
<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>はい、議長。それでは吉田委員のご質問にお答えします。</p> <p>成立に関してはですね、こちらの規則では載っていません。というのは、その大元である農業委員会等に関する法律というのがございまして、そちらの第27条に「総会」という条項があります。その中に、第3項でございすけども、「総会は現に在任する過半数が出席しなければ開くことができない」ということで、こちらは条項に基づいて、過半数以上いなければ総会は成立しないということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>4 番 (吉田委員)</p>	<p>ということは、14人中、7人くれば総会は成立。</p>
<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>7人ではなく、8人。</p>
<p>4 番 (吉田委員)</p>	<p>8人ですか。</p>
<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>8人です。はい。</p>
<p>4 番 (吉田委員)</p>	<p>皆さん、8人来なければ、お流れになるそうです。</p>

議 長	あと、ございませんでしょうか。
1 3 番 (沼 館 委 員)	はい。1 3 番 沼館です。 この手帳もらってるんですけども、ここに農業委員会っていうのが書いてあるんですけども。これとこれとは整合性取れるんですか。こっちは「農業委員会会議」って書いてあって、こっちは「農業委員会」と書いてある。これとこれとはまた全く違うんですか。
事 務 局 (柏崎事務局長)	すみません、今おそらく次長の木村が説明した大元の国の法律が書かれてあると思います。で、それに則って、町の規則としてこのように定めるということです。
1 3 番 (沼 館 委 員)	会議規則は、委員会の会議規則ということで…
事 務 局 (柏崎事務局長)	そうです。あくまでそれがあってその下に、様々もっと細かい感じでこういうような場合は、町としてこういうように取り扱うという形で。
1 3 番 (沼 館 委 員)	こういうのがあって、こういうように取り扱うという形。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。

1 3 番 (沼館委員)	はい、わかりました。
事務局 (木村事務局次長)	追加で説明いたします。沼館委員の今、お手元にあるそちらの手帳ですね。そちらがあ、第29条、ご覧いただけますでしょうか。農業委員会等に関する法律の第29条。そちらがですね、総会及び部会と推進委員との関係という条項がございます…。あ、抜粋して載ってはいなかったですけれども。失礼しました、第34条でした。こちらが会議の規則ということで条項が載っています。総会または部会の会に関する事項は法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ総会または部会の会議で定める、ということで。こちらをもとにこちらを今、上書き作成しております。
1 3 番 (沼館委員)	はい、わかりました。
議長	はい。あと、ございませんでしょうか。ないですか。
2 番 (袴田委員)	はい。2番 袴田。 ええと、今、全部改正が行われようとしてましたんですが、今までの現行の会議規則。これが私、拝見したことなかったんです。それで去年の4月に農業委員の定数も削減されて、委員のメンバーも変わりました。その際にでも、会議規則の写しをですね、皆さんに配布する。配布していただければありがたかったなあ、というふうに思っております。 以上です。

<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>はい、議長。袴田委員の配布の意見、ごもつともです。大変、こちらの不手際で申し訳ございませんでした。次の改選のときにはですね、皆さんの方に、規則等配付しようと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>今からでもまず、いいんじゃないか。</p>
<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>はい、2月の総会の時にでもまた、今の現行の規則と全てですね、皆さまの方に資料として配布したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>あと、ございませんでしょうか。よろしいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第36号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第36号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第11回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後 4時26分